

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 }
無線工学 24問 } 3時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 総務大臣から無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その無線設備を運用するためにはどのようなことが必要か。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なくその工事が終了した旨を総務大臣に届け出ること。
- 2 無線設備の変更の工事を実施した旨を免許状の余白に記載し、その写しを総務大臣に提出すること。
- 3 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められること。
- 4 登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められること。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

[2] 次の記述は、固定局の再免許の申請の期間について述べたものである。無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 固定局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 A を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が B 以内である固定局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。
- ② 免許の有効期間満了前 C 以内に免許を与えられた固定局については、①の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	3箇月以上6箇月	3年	2箇月
2	3箇月以上6箇月	1年	1箇月
3	1箇月以上3箇月	3年	1箇月
4	1箇月以上3箇月	1年	2箇月

[3] 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り A によって発振周波数に影響を与えないものでなくてはならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り B によって影響を受けないものでなくてはならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起り得る C によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなくてはならない。

	A	B	C
1	電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度若しくは湿度の変化	振動又は衝撃
2	電源電圧又は負荷の変化	外囲の気圧の変化	地面への落下
3	8時間の連続動作	外囲の気圧の変化	振動又は衝撃
4	8時間の連続動作	外囲の温度若しくは湿度の変化	地面への落下

[4] 次の記述のうち、「無人方式の無線設備」の定義に適合するものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「無人方式の無線設備」とは、無線設備の操作を必要としない無線設備をいう。
- 2 「無人方式の無線設備」とは、無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。
- 3 「無人方式の無線設備」とは、他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 4 「無人方式の無線設備」とは、自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

[5] 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える **A** に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの無線局の無線設備については、この限りではない。
 - (1) **B** 以下の無線局の無線設備
 - (2) **C** の無線設備
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、別に定める無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1 場所		平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局
2 場所		平均電力が50ミリワット	移動する無線局
3 場所（人が通常、集合し、通行し、その他 出入りする場所に限る。）		平均電力が20ミリワット	移動する無線局
4 場所（人が通常、集合し、通行し、その他 出入りする場所に限る。）		平均電力が50ミリワット	移動業務の無線局

[6] 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、再交付を受けた免許証を1箇月以内に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 2 無線従事者は、氏名に変更を生じたために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 4 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A において、 B を C に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	発生した場合	有線通信	利用することができないとき
2	発生した場合	電気通信業務の通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき
3	発生し、又は発生する虞 ^{おそれ} がある場合	電気通信業務の通信	利用することができないとき
4	発生し、又は発生する虞 ^{おそれ} がある場合	有線通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき

[8] 次の記述は、無線局が電波を発射する前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 A 、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなくてはならない。ただし、 B を行う場合並びに他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りではない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、 C 呼出しをしてはならない。

	A	B	C
1	受信機を最良の感度に調整し	遭難通信	空中線電力を低減しなければ
2	受信機を最良の感度に調整し	遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信	その通信が終了した後でなければ
3	送信機を調整し	遭難通信	その通信が終了した後でなければ
4	送信機を調整し	遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信	空中線電力を低減しなければ

[9] 総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられた無線局が、その発射する電波の質を総務省令で定めるものに適合するよう措置したときは、どうしなければならないか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その旨を総務大臣に申し出る。
- 2 直ちにその電波を発射する。
- 3 電波の発射を開始した後、その旨を総務大臣に申し出る。
- 4 他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。

[10] 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために B を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 C ことができる。

A	B	C
1 他の無線設備	必要な措置を執るべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2 他の無線設備	その設備の使用を中止する措置を執るべきこと	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める
3 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備	その設備の使用を中止する措置を執るべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
4 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備	必要な措置を執るべきこと	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める

[11] 次の記述は、無線局の免許人（包括免許人を除く。）が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して A 以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して A 以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。
- 注1 その無線局の免許の日に相当する日（相当する日がない場合は、その翌日）をいう。
注2 その無線局の免許の日又は応当日をいう。
- ② 免許人は、①の規定により電波利用料を納めるときには、 B することができる。

A	B
1 30日	当該期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
2 30日	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
3 6箇月	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
4 6箇月	当該期間に係る電波利用料を2回に分割して納付

[12] 次の記述は、無線局の免許人が行う無線従事者の選任又は解任について述べたものである。電波法（第39条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- 3 無線局の免許人は、無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。
- 4 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。これを解任したときも同様とする。